⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に本業務に係る設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写し及び当該業務に係る参加表明書（様式－１～５）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は託送（※注１）により提出すること。

提出先：〒460―8514 名古屋市中区三の丸二丁目５番１号名古屋合同庁舎第二号館　中部地方整備局総務部契約課　電話052―953―8138

※注１　「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　設計共同体としての資格及びその審査

次の⑴から⑷の条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定し、それ以外の設計共同体については、設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとし、構成員の数は２者を限度とする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成27・28年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　中部地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④　「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長）公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑤　当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成28年２月26日付け分任支出負担行為担当官中部地方整備局沼津河川国道事務所長）２及び説明書２に示された条件を満たしている者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

②　業務の分担構成が細分化され過ぎていないこと及び一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないことが、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る選定通知の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

６　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

８　その他

設計共同体の名称は、「平成28年度伊豆縦貫環境検討業務××・△△設計共同体」とする。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成28年２月26日

国立大学法人東京大学総長　五神　　真

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第13号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量　ＫＡＧＲＡ主データ保管装置　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　平成28年度３月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

Ａ　今回導入するＫＡＧＲＡ主データ保管装置は、大容量ディスクアレイと、データ送受信、利用者アクセス、計算などを行うサーバー部分からなる。装置は現有のＫＡＧＲＡのＶＰＮ（仮想プライベートネットワーク）の配下に設置される。

Ｂ　大容量ディスクアレイは以下のハードウェア要件を満たしていること。

ａ　ユーザーが実効的に使用可能なデータ記録領域として本装置全体で1.6PiB以上の論理容量を有すること。（註：PiBは２の50乗バイトとする。）

ｂ　本装置全体で５億ファイルを同時に管理できること。クォータ機能を有すること。

ｃ　ＲＡＩＤ６相当の構成で冗長化可能な機能を有すること。電源、ファンおよびＲＡＩＤコントローラは冗長化されていること。

ｄ　一定時間アクセスのないディスクを停止する長寿命化と省電力化のための機能（ＭＡＩＤ機能）を有すること。

ｅ　サーバーシステムの各ノード（複数）からデータ領域に均一にアクセス可能であること。各ノードからの連続的なファイル入出力（参考ＫＡＧＲＡデータのファイルサイズ約320MB）において、書き込み500MB／ｓ以上、読み込み1000MB／ｓ以上の速度を有すること。

ｆ　将来的に10PiBまでの増設できる拡張性を有すること。

Ｃ　サーバー部分は以下のハードウェア要件を満たしていること。

ａ　２台以上の冗長化されたログインサーバーを有すること。全てのユーザーはどのログインサーバーからもシステムに接続可能なこと。

ｂ　専用のデータ受信サーバーを１台以上有すこと。データ受信サーバーは、神岡におけるＫＡＧＲＡ実験からのデータ送信を受け取る。

ｃ　専用のデータ送信サーバーを１台以上有すこと。データ送信サーバーは３つ以上のネットワークインターフェイスを有すこと。各インターフェイスを切り離してアクセス内容を限定し、セキュリティ保護した運用が可能なこと。

ｄ　計算サーバーを８台以上16台未満有すこと。計算サーバーは、１ノードあたり400GFlops以上の値を有すこと。

ｅ　ジョブ管理サーバーを有すこと。

ｆ　ディスクアレイのデータ領域の管理に必要な場合、そのためのディスク管理サーバー（メタデータサーバー様のものを含む）を有して良い。その場合、ディスク管理サーバーは２台以上で冗長化されていること。

Ｄ　サーバー部分は以下のソフトウェア環境を提供すること。

ａ　LinuxないしＵＮＩＸ準拠のオペーティングシステムであること。

ｂ　ジョブ管理環境

ｃ　Ｃ、Ｃ＋＋、Fortran90の処理系を備えること。

Ｅ　ＫＡＧＲＡ主データ保管装置全体として、下記の機能を有すこと。

ａ　１日24時間、365日の連続運用が可能なこと。

ｂ　無停電電源を有し、停電時には自動で安全なシステム終了処理を行うこと。